解散公告

当社は、平成二十八年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

大阪府羽曳野市向野一丁目五番一三号

タイセイ株式会社

代表清算人　浅田　貴明

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一四番地

有限会社カナ企画

清算人　徳嶋　幸夫

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

和歌山県田辺市東陽二八番二〇号

有限会社理美容イタニ

清算人　井溪　榮二

解散公告

当社は、平成二十八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

鳥取県八頭郡八頭町郡家一九九番地一

山陰ハイテック株式会社

代表清算人　岸本　克彦

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

広島県庄原市中本町一丁目一三番三号

特定非営利活動法人ふるさと庄原研究会

清算人　田畠　稔

解散公告

当法人は、平成二十八年七月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

広島県府中市目崎町三三九番地の二

中谷木工株式会社

代表清算人　中谷　博志

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

香川県高松市円座町一一二〇番地三

有限会社円座コーポラス

清算人　篠原　眞弓

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

福岡市南区三宅二丁目二八番一五号

有限会社三桂ホームテック

清算人　内藤　元子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

熊本県八代市古閑中町二二九六番地

有限会社八代クリーン社

清算人　深田　辰彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年七月二十八日責任役員の定数の全員及び総代並びに門徒の三分の二以上の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

北海道石狩郡新篠津村第三九線南五〇番地

大道寺　清算人　藤田　道美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年七月二十九日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十八日

仙台市宮城野区新田三丁目一四番三号

仙台市新田東土地区画整理組合

代表清算人　佐藤　啓悦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南八条西六丁目四二三番地、最後の住所札幌市西区発寒一条三丁目四番六号第1幌西マンション一号

被相続人　亡　佐藤久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七番二号

札幌総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田友樹示

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市本町五丁目五番地五、最後の住所岩手県盛岡市永井二二地割三番地五八コーポ山本二〇五号

被相続人　亡　松井　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

岩手県盛岡市菜園二丁目二番三号豊岡菜園ビル五階ゆい法律事務所

相続財産管理人　姉帯　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡板倉町大字板倉二三二四番地二、最後の住所群馬県邑楽郡板倉町大字板倉二七五八番地の一

被相続人　亡　小林　伴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

群馬県太田市飯田町一二四五番地一　金十清水ビル五階　あおぞら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗原　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字袋山一六五五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岸本ヤス子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

事務所埼玉県越谷市東越谷九丁目五三番地越谷司法ビル一〇四号室　万葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柳　隆彦